この会員規約(以下「本規約」という)は、NPO法人ウォーキングフットボール振興会(以下「当法人」という)と、当法人の会員との関係に適用する規則である。

第1条(目的)

当法人定款第6条及び第6条の2に規定する会員制度の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(会員の種別)

当法人の会員は、正会員、賛助会員の2種類とする。

(1)正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するものをいう。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、資金面で活動を支援するために入会した個人及び団体 で、 総会における議決権を有しないものをいう。

第3条(入会)

会員として入会しょうとするものは、本規約に同意し、当法人所定の入会申込書により理事長に申し込む。理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 入会しょうとするものが未成年者の場合は、法定代理人の同意を要する。

第4条(入会金及び会費)

入会金は、正会員(個人)2,000円、正会員(団体)4,000円、賛助会員は、なしとする。

2 会費は月会費とし、次のように定める。なお、会費は入会と同時に支払いを始める。

- (1) 正会員 (個人) 1口 1,000円 (団体) 1口 2,000円
- (2) 賛助会員(個人) 1口 1,000円 (団体)1口 2,000円
- 3 会費は、当法人が指定する決済代行サービス、銀行振込、または、現金により支払う。

第5条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当するときは、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であったとき。
- (3) 指定期限日を過ぎても会費が未納のとき。
- (4)暴力団、暴力団構成員、もしくは暴力団構成員と社会的に非難されるべき 関係を有している者。

第6条(会員資格)

会員資格は、正会員及び賛助会員は会費の払込みを完了したとき、有効に成立 したものとする。

第7条(会員資格の継続)

会員資格は、当法人が指定する方法で月会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって会員資格が継続される。

第8条(会員情報の変更)

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもって当法人に通知しなければならない。

第9条(会員資格の喪失)

会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 3ヶ月以上、会費を滞納したとき。

第10条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により除名することができる。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第11条(退会)

会員は、理事長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

第12条(拠出金品の不返還)

既納の入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第13条(禁止事項)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (2) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (3) その他、不適切と判断される行為。

第14条(損害賠償)

会員が、本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなければならない。

第15条 (規約の変更)

本規約を変更する必要があるときは、変更内容について当法人のホームページに掲示する等の方法で告知する。

附則 本規約は、2024年11月9日より施行する。